

## 神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例逐条解説 変更箇所

コード	タイトル	主な変更点
第2章 建築等における安全性の確保 第4節 建築物の安全, 防火, 衛生等に関する基準(第19条-第49条の7)		
1	趣旨(第19条)	-
2	斜面地建築物の安全措置(第20条)	-
3	特殊建築物の渡り廊下(第21条)	政令改正による表記の見直し(を)
4	特殊建築物等の敷地と道路との関係(第22条)	-
5	興行場(第23条-第28条)	-
6	ホテル, 旅館又は下宿(第29条・第30条)	-
7	共同住宅又は寄宿舍(第31条-第33条)	政令改正による表記の見直し等<第32条-第33条>(を)
8	老人福祉施設等(第34条-第37条)	政令改正による表記の見直し<第34条>(を)
9	学校(第38条)	-
10	学習塾(第39条)	-
11	物品販売業を営む店舗(第40条)	-
12	自動車車庫等(第41条-第43条)	政令改正による表記の見直し等<第42条>(を)
13	長屋(第43条の2-第45条)	政令改正による表記の見直し<第44条>(を)
14	個室ビデオ店等(第45条の2-第45条の7)	-
15	建築設備(第46条-第48条)	政令改正による解説文の項ずれ対応(を)
16	雑則(第49条-第49条の7)	-
第2章 建築等における安全性の確保 第5節 大規模な駐車施設等の出入口に関する基準(第49条の8-第49条の13)		
17	大規模な駐車施設等の出入口に関する基準(第49条の8-第49条の13)	-